「第6回南海地震条例づくり検討委員会」

日 時 平成 18年 10月 24日 (火)

出席者 高知県南海地震条例づくり検討委員会:

青木宏治副会長、小野政子委員、武市幸子委員、半田雅典委員、西坂未来委員 多賀谷宏三委員、細川しづ子委員、上田瀧雄副会長

事務局:高知県危機管理課

(事務局)

まず資料のご説明をさせていただきます。資料1は、条例に盛り込むテーマで全部の一覧表でございます。その裏から資料2ということで、テーマごとの項目別の検討表を添付してございます。前回29まで議論しましたので、前回配付した資料と重複しますけれども今回は30から添付をさせていただいています。それから、資料3が関連施策の整理票ということで、25までを添付させていただいています。それから、後ほどちょっと11月26日に予定しておりますシンポジウムの件についてお話をさせていただきたいので、資料4にまとめております。それから、6回まで検討が進みましたこともありますので、今後、条例策定までの流れということで資料5に少し整理をさせていただきました。後ほど事務局よりご説明申し上げます。その流れの中の資料として、資料6がございます。同じく、骨子案に至るイメージということで資料7というふうに添付させていただいております。1から7まで、お手元にございますでしょうか。

それでは、会議に移らせていただきます。

本日欠席の委員は岡村会長、土居委員、久松委員、藤原委員からご連絡をいただいておりますけども、小野委員と武市委員が若干遅れるということで、小野委員が 45 分ごろ、それから武市委員は 10 時ごろということでございます。現時点では、6 名でございますけども、出席をいただきましたら会が成立いたしますので、開催をさせていただきます。

議事に入りますけれども岡村会長、まだご病気で欠席になっておりますんで、前回に引き続き青木副会長に職務を代理していただき、会長代理として本検討会の進行をお願いしたいと思います。

では、青木先生よろしくお願いします。

(青木副会長)

おはようございます。先月、同僚ということもあるので、岡村会長のところにお見舞い に行ってまいりました。退院はされているんですが、今年いっぱいは公務というか、外に は出ないということがはっきりしているようです。ということでしばらく代行しなくては ならないと思っています。不手際というか専門的な知識がありませんので、その辺をいろ いろ援助というか協力していただいて、来年できれば早く戻ってきてほしいなという期待を込めて、でもあんまりプレッシャーかけるとまたストレスになるかもしれませんが、そういうことを含めて、そういう経過でもうしばらく代行させていただきます。

命を助ける備えの段階ということで、災害時の要援護者への支援という所から始めます。 そしたらこのところでは、命を助ける、備えの段階で、資機材の整備、救命講習、訓練 の実施というところですが、項目としてはかなり挙げられていますが、項目を書いて記載 されて提出されている人のところで補足ないし質問なりがあったら最初にお伺いしたいと 思います。

(事務局)

それでは先に、関連施策の整理票についてご説明を事務局からさせていただきます。資料3のナンバー20の資料をご覧ください。

まず資機材等の整備についてご説明させていただきます。内容というところに書いておりますが、災害時において応急対策や復旧に必要な物資および資材を調達することは非常に困難であることから、平常時から資機材を備蓄し整備し点検しておくことが必要となってまいります。命を助けるための資機材としましては、直接的に命にかかわる医療関係の資機材、負傷者等を救助・搬出するため各地域の防災倉庫などに保管される資機材、消火のための資機材など多岐にわたるため、対策ごとに整備をする必要がございます。県および防災機関は災害発生時には、応急対策のため、物資・資機材・人員等の配備手配を行う必要があるため、事前に備蓄や整備や点検をし、使い方の習熟訓練を行うことが必要です。

法体系としましては、災害対策基本法第 49 条では自治体の長その他の執行機関などに対して、防災に必要な資機材の備蓄などの義務が規定をされているところです。また、防災に必要な物資および資機材の備蓄などに関する法令の定めとして、消防法や災害救助法に規定もされております。

取り組み状況としましては、地域では県の「みんなで備える防災総合補助金」を活用し、 自主防災組織で消火器、投光器、発電機、ジャッキなど、救出用などの資機材整備が行わ れております。一方、県では防災用の資機材として消火剤の空中散布装置や消火剤、投光 器、発電機、チェーンソーなどを整備しております。また県警本部、各警察署ではチェー ンソーや災害救助用具を整備しているところです。

課題としましては、各自主防災組織では救出・救助や消火などに必要となる資機材の整備が進められておりますが、いざというときに使えるよう、点検と取り扱い方法などの習熟訓練を行う必要がございます。また、県が整備をしている資機材は風水害や林野火災などの災害に対するものですので、南海地震発生時の対策としては品目、量とも不足をしていますことから、今後は県内の数ブロックに救助用の資機材などの備蓄倉庫を備えた広域防災拠点を整備することも必要ではないかというふうに考えています。

公共土木施設の復旧に必要な重機や資材などにつきましては、発災後すぐに調達できる よう可能な資機材を備蓄したり、あらかじめ保有する事業所と協定を締結しておくといっ たことも必要となります。

引き続きまして、救命講習と防災訓練の実施についてご説明をさせていただきます。資料ナンバー21をご覧ください。救急救命講習については、県民の応急手当てに関する知識、技術を向上させることによって震災後の自助・共助の取り組みを強化し、県民の命を守ることにつなげることを目的として実施をされています。防災訓練については、防災関係機関や地域住民、事業所、学校などさまざまな組織などが主体的にまたは連携して実施をしており、防災関係機関が行う訓練は災害応急活動における技術、技能を高めるとともに防災関係機関相互の連絡協力体制を確立し、実践的能力をかん養し災害の発生に際しての対策の迅速化、的確化を図ることを目的としております。

一方、地域住民や事業所が行う防災訓練は、自らの地域あるいは事業所は自らで守るという意識の高揚と具体的な防災知識、技術の習得を図ることを目的としております。

実施主体としましては、救急救命講習では県は救急救命講習を実施する市町村、消防を支援し、県民は救急救命講習に参加し、必要な技術を習得をすることになります。防災訓練では地震発生時におけるそれぞれの組織の役割に応じて、実践的な訓練を行うことになりますが、県としては各種の防災訓練を実施するとともに地域住民や事業所などが主体となって実施する防災訓練について必要な助言と支援を行っています。

法体系としましては、救急救命講習については特に定めはございませんが、防災訓練につきましては、災害対策基本法で住民の防災訓練への参加や防災予防責任者の防災訓練を 実施するなどの努力義務規定がなされているところです。

取り組み状況としましては、救急救命講習では地域防災戦略に基づく地域目標として、 平成 22 年末までに県内生産年齢人口の 30%の県民、約 15 万人になりますが、この方に 救急救命講習を実施することを目標に掲げて取り組んでいるところです。平成 17 年度末 では約 8 万人の方が受講をしております。一方、防災訓練では南海地震の発生を想定した 防災訓練として、6 月に防災関係機関、9 月に地域住民、1 月に行政機関が主体となって応 急対策の訓練を実施しております。また、6 月の防災関係機関主体の訓練の際には一般の 方に南海地震対策と防災を身近に感じてもらうため、地域防災フェスティバルを同時に開 催をしているところです。これ以外にもトリアージなどの応急救護訓練や非常通信訓練な どの訓練を実施しており、防災関係機関などが行う訓練についても県として参加をしてい るところです。また、沿岸 25 市町村の津波からの避難が必要なすべての地域では、津波 避難計画に基づいて毎年、津波避難訓練を実施することを目標と掲げて市町村と連携をし て取り組んでおります。

課題としましては、地域住民が主体となった訓練では全市町村で開催し、多くの方に参加をしていただくことが重要であることや、防災関係機関の訓練では図上演習方式などによる災害対策本部の機能確認の訓練や、孤立を想定とした災害対策支部における訓練など実践的な訓練を実施する必要があることなどが挙げられます。

(青木副会長)

思いつき的で申し訳ないんですが口火ということで。関係者は直接知ってるんだけど、関係者じゃない人が当事者になったときに分からないと困るわけです。例えば防災関係機関なんていうのが何を意味するかっていうのがやっぱり具体的に分かるように、これからいろんなところで啓発活動とか当事者の訓練やるときには、抽象的に行政用語の区分で防火管理者だとかいろいろと出てきますけど、そういうのが具体的にそれは誰を、どこを指すのかということが分かるように伝えていくということが要るのかなということを思っています。ここで思ったのは防災関係機関といわれているものが、どういうものだとか協定書を結ぶ資材だとかっていうのであれば、事業所といっても土建業の人だとかそういうところだと思うんです。どの範囲とか具体的に詰めていかないといけない。多分、条例をつくっていくときには、そういう言葉に収斂(しゅうれん)されていくんですけど、住民に対してはそういうことが具体的に、固有名詞で見えてくるようにしていかないといけないんだろうなということを思っています。そうでないと、防災機関とか救急組織はどこだとかっていうのが出たんでは、やっぱりおろおろするだけで直接アクセスができない。ということで、防災関係機関というのは何、どこを言うということについて事務局から説明してもらいたいと思います。

(事務局)

きちっとした定義は今持っていません。主として国の機関などもここに入りますし、国、 県、市町村あるいは指定公共機関とか指定地方公共機関、日赤であるとかNTTであると か報道関係とか、そういったものも一応入るようにはなります。そういったところと一緒 に訓練をやっていくということで、あと自衛隊などもここに入ってきます。

(青木副会長)

そうなったときには住民にとって防災機関だとか対象になるのは幾つかの層がある、固まりがあると思うんですけど、そういうのが分かるようにしていかないといけない。

シートのほうに戻りまして、今の整理票を踏まえてシートのところで、先ほど言いましたように質問ないしは自分が発言したけど、シートに一行で書かれているのを補足だとか、こういう構造を持っているだとか、意図だとかということを補足説明なり口頭でしてもらうという辺りですが。

いかがでしょうか。地震対策でいうとバールだとかジャッキだとかリヤカーだとかって書かれていますけど、備えというところでの七つ道具じゃないけど、そういうもののマニュアルなどで、最低何と何は家に備えなさい、事業所だったらそうだと、こういうもの備えなさいだとかっていうのは一応何か、火災だったら消火器とかあるんでしょうけど、そういうものは七つ道具みたいな形での知恵としてはほぼ確立してるんでしょうか。バール、ジャッキ、リヤカーなどはどなたが書かれたか分からないですが、そういう知識を持たれていて応急、県民、事業所などでの備えの段階での最低限七つ道具みたいな言葉で言えば、そういうものは決まっているのかという点について、どなたかいかがでしょうか。

(半田委員)

資機材の活用に関する講習や応急講習の指導者は現在、充分に足りているのでしょうか。 すべての地域に自主防災組織を結成しているという話ですが、充分に対応できる指導者を 育成していく必要があるのかどうか、質問させてもらいます。

(事務局)

今ご質問の内容は、先ほど私どものほうから提起しましたけども、9月の第1日曜日に自主防災組織が中心となった地域一斉の防災訓練をやっております。その中で消防団や消防署と連携をして、日ごろ備えている防災資機材を使っての訓練、それから消火訓練等お願いをしているところでございますが、まだ自主防災組織が立ち上がって、間もないところが多いわけでございますけども、これからそういった自主防災組織のリーダー、こういったリーダー研修を通じてそういった資機材等の訓練も自主防災組織でできるように進めていくことが大事だと思います。それともう一つは、やはり専門家である地域の消防団、ここに関わって、連携を取っていただきたいというふうに考えております。

(上田副会長)

先ほど話に出ました9月の防災訓練のときに、私どもの自主防災組織でも行ったわけですが、9月の訓練のときは各市町村でメインの訓練会場を決めます。私たちのところではちょうど夜須町でありましたので、野市町のほうはほとんどもう自分たちだけでした。つまり消防署も防災担当の役所の方も全部そっちへ行きますので、結局私たちだけでやるということになりました。救急救命の訓練は、私たちの自主防災組織の中に看護師のOBの方もおりました。それから地域の消防分団の団員もおりましたので、たまたま初期救急の訓練はその人たちの指導の下に行うことができました。それと防災資機材の取り扱いは、私たち役員が中心になってやったわけですが、この資機材の整備について問題は、例えば自家発電のとかあるいは投光器とか大きな機材を収納する倉庫がありません。現在はバールとか折りたたみのリヤカーとかそういうものを小さい倉庫に収納しておりますので、今後は資機材を整備していく上ではそういった収納できる大きな倉庫をどのように建てて、どの場所へどうするかということを真剣に考えていく必要があると考えております。

(小野委員)

救急法というのは今、私も消防団員として昨年から救急救命士の方が実際の救急活動に 専念したいということで、24 時間講習を取りました方たちに協力していただき、昨年から、 私たちもいろんな自主防災組織とか要請のあるところに指導に行かせていただきました。 今年は10月現在で16件行きました。救急救命講習は、消防団本部のほうで第3日曜日に 一般の方を募集し、希望者に教えておりますので、徐々に浸透していっていると思います。 しかし救急法というのは1回だけではとても習得することができませんので、何回も何回 も重ねることが必要だと思います。11月から救急法が変わりまして、また私たちも要請があればどんどん行きたいと思っております。救急法につきましては、県と市がとても力を入れていただいておりますので、徐々に多くの方に参加していただいているような感じは受けます。資機材に関しましては、私たち消防団のほうでも3年ぐらい前に、ジャッキの使い方とかそれから担架をつくって、重傷者の方を搬送するということも徐々に勉強していっておりますが、まだ完全に資機材の指導のところまでは、いってないじゃないかなという感じが伺えます。以上です。

(細川委員)

ずっと聞いていたんですけど、やはり郡部になりますと高齢者の方だとか子どもだとかという形になってくると思うんですけれど、災害というのはみんながお休みのときに突然やってくるというものではなくて、本当に突然にある日突然やってくるというものだと感じております。こういう資機材についてもそうなんですけれど、やはりお若い方が主体となってどうしても使わなければならないものが多いと思うんですけれど、やはり高齢化社会です。お年寄りというかある程度お年を取られた方がどういうふうに使うのか、またどうやって使うのかっていうこともそうなんですけれど、やはりどうしても機材というものは重たいものであるような感じがしまして、県としてはそういうやはり高齢者だとか、そういう方がどういうふうにこういうものを使えるのかということを考えてやっていただけてるのかなという気もしないでもありません。

こういう重たい物が使える若い人がいる時はいいんですけれど、やはり高齢者がいる本当に郡部の点々とした地域では一体、県としてはこういうことをどういうふうに推進する体制を取っているのか、あればお聞かせいただけたらなと思います。

(事務局)

私ども危機管理部局においては直接、住民の皆さま方に資機材の講習会をするという計画は持っておりません。ただ、防災を担当する部局におきましては、多分消防署等を通じていろんな講習会をやっておりますので、そういう中で例えば救命用の資機材であれば救命の救急講習をやっているというお話もありました。特に今、お話がありましたのは救助用の、例えばジャッキであるとかいろんな救助用の大きな資機材等についてですが、そういったものについて、自主防災組織に県が直接行って指導できるといったことが非常に少ないと思います。そんな中では自主防災組織の中に、建設関係の仕事に携わっている方もおられますでしょうし、いろんな技能を持った方がおられると思います。ただ単独の自主防災組織の中では今言いましたように少ない方もおりますので、今後は自主防災組織の横の連絡、いわゆる自主防災組織連絡協議会、こういったものを組織していき自主防災組織の横の連携を深める中で、そういった交流もまた他の自主防災組織で、共同でそういった資機材の訓練に広がっていければなというふうに考えております。

(多賀谷委員)

今の資機材の定義、先ほど議長のほうから中身は何なんだという話もあったと思うんですが、条例とするにはやはりその辺は資機材という言葉を使う限り何か定義が要ると思います。それぞれ用途なり使い方なりいろいろあるわけですから、そういうものは整理していって、そして皆さんでそれを理解するということが一つあると思います。それからこういったものの、細川委員からお話がありましたけれども、老人でも使えるとか、そういう使いやすさとかそういったことに関してはそれぞれの機械において、例えば軽量化ですとか、そういうふうな改善というのはいろいろと業者の間でされていると思います。例えばこれが系統立てて実施されているかというと、どうもそうでもなさそうなんですが、いずれにしてもそういった努力というのは、これからしていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。以上です。

(青木副会長)

武市さんが来られましたので、災害時の要援護者の支援について検討したいと思います。 それでは整理票のナンバー18、19 についてお願いします。

(事務局)

では資料3のナンバー18のほうからご説明させていただきます。

災害時要援護者への支援についてです。突然起こる大規模な災害では移動や判断・情報の受発信などに支援を要する障害者や高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人などの災害時要援護者が被害に遭いやすいと、また被災後の生活も人一倍不自由となってきます。このため災害時要援護者、平時に支援をするもの、社会福祉施設などの事業者、支える地域がそれぞれの立場で、南海地震への備えを行っておくことが必要となります。

県や市町村では災害時要援護者の利用する公共施設を耐震補強したり、専門的な応急救助活動や被災者支援をするための体制整備を行うほか、災害時要援護者には南海地震対策の啓発を行うとともに地域住民や事業者などには、災害時要援護者の支援の仕方に対する情報や学習機会を提供をしているところです。一方、災害時要援護者は自らが被害に遭わないために事前の備えを行うとともに、被災した場合でも支援を継続して受けられるよう取り決めなどを行うことになります。そのためには平時から災害時要援護者と地域との防災のネットワークを構築しておくことが重要となります。また、災害時要援護者を受け入れる施設などの事業者は施設を耐震補強したり、地震対策に係る組織づくり、対応マニュアルの作成、防災訓練などを行うことになります。

災害時要援護者の支援の取り組みとしましては、県では平成 16 年度から在宅の災害時要援護者の地震対策と障害者、高齢者などの福祉施設での地震対策、在宅で療養している 難病患者などの地震対策を進めております。在宅の災害時要援護者の地震対策では、在宅 の要援護者を地域で支え合う仕組みづくりを進めるため、平成 16 年度、17 年度にモデル 地区で自主防災組織を中心に地域住民によるワークショップやマップづくり、防災訓練などを実践し、それぞれの課題整理と対応策の取りまとめを行っているところです。また、平成 17 年には障害者と近隣住民向けの防災啓発ビデオ「南海地震に備えて IZA (いざ)」の撮影をしております。

今年度はこれまでの取り組みを検証し「災害時要援護者支援ネットワークづくりの手引き」を作成して県内全域での取り組みとして広めていくよう予定をしているところです。

次に障害者や高齢者などの福祉施設への地震対策としましては、平成 17 年に事前の対策や地震発生後の対応などのマニュアルを作成しましたので、今後はそれぞれの施設での地震対策の充実につなげていくよう助言や指導を行っていくこととしております。また、在宅で療養している難病患者などの地震対策としては、今年度に地震発生後も療養生活を継続できるよう患者に配布するパンフレット、在宅要医療者の災害対応や関係者に向けたマニュアルの作成を予定しているところです。

課題としましては、支援する側と支援を受ける側、それぞれに災害や災害要援護者を取り巻く問題を認識してもらうための取り組みが必要であることや、災害時要援護者に対する安否確認や救助、支援活動の際に必要となる要援護者台帳や避難支援プランの整備が必要であることなどが挙げられます。台帳などの整備に当たっては個人情報の取り扱いについてルールづくりが必要となります。

引き続きまして、災害時要援護者のために取り扱いが問題となる個人情報についてご説明をさせていただきます。資料ナンバー19をご覧ください。

災害時要援護者の避難を地域などで支援をするため、住所や氏名といった個人情報や支援の要否を取りまとめた名簿やマップづくりが、自主防災組織などの地域ネットワーク内で進められようとしておりますが、個人情報保護の観点から個人情報を収集する方法やその後の取り扱いの統一したルールがまだ定まっておりません。災害時要援護者が支援を受けるためには、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める必要がありますし、支援する側の自主防災組織などでは地域で災害時要援護者を支援する防災ネットワークづくりを進め、個々の災害時要援護者のニーズに対応した避難支援方法を共有するとともに、個人情報の適正な管理に努めていく必要があります。

県や市町村では地域での防災ネットワークづくりが円滑に進むよう個人情報保護条例と 同制度の運用方法を検討する審議会の意見を基に、個人情報提供のルールを明確にしてい く必要があります。

法体系としましては、県や市町村が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に関しては、それぞれの自治体で個人情報保護条例が定められております。この条例では県や市町村が保有する個人情報であっても本人の同意があれば情報提供できると規定をされておりますが、条例の目的外利用・提供の制限の例外規定に基づいて、例えば福祉関係機関などが保有をしている情報を防災機関と共有をするという扱いについては、県や市町村の個人情報保護条例の運用上の検討が必要となってきます。

災害時要援護者の状況を把握する方法については、「災害時要援護者支援ネットワークづ

くりに向けての提言」の中で、同意方式、手上げ方式、共有情報方式、高知県方式、この四つの方式が記載をされています。同意方式というのは、住民一人一人と接する機会をとらえて災害時要援護者を把握をし、本人に直接働きかけて避難支援プランを整備する方式です。手上げ方式というのは、自ら災害時要援護者台帳への登録を希望する人について避難支援プランを整備する方式となります。共有情報方式は、市町村が個人情報保護条例における個人情報の目的外利用・提供に関する例外規定に基づいて、福祉関係機関と防災関係機関とが情報を共有して分析し、災害時要援護者を特定した上で本人の意思確認を行い台帳登録する方式です。高知県方式は、限定型共有情報方式とも言いますが共有情報方式の共有する情報を限定し、まず要調査対象者の抽出台帳を整備し、それに基づいて専門相談員などによって本人の意向や要求される支援内容を個別具体的に記載をした避難支援プランを整備する方法となります。この四つの方法のうち、県内ではある自主防においては手上げ方式の取り組み事例が報告をされているところです。また、県が作成をしたパンフレット「在宅要医療者の災害対応」では、同意方式による災害時・緊急時支援に係る情報提供同意書の様式が定められているところです。

課題としましては、要援護者の中には支援を望まない人もいるため、災害時要援護者に関する情報を個人情報保護条例の例外規定の運用として、福祉関係機関と防災関係機関が情報を共有することについて慎重にならざるを得ないことと、現時点では作成された台帳の保管や利用に関して統一したルールや漏えいした場合の被害者の救済方法などが定まっていないことが挙げられます。このテーマに関連する施策については以上です。

(青木副会長)

ネットワークというので後半の個人情報のところだとか、あとその支援者のネットワークをつくっていくときに、基本的にはネットワークの主体というのが、共助の部分なのか公助で、多分個人情報もそうですけど、直接県が持つということは多分ない、県が集約するってことはないんじゃないかと思います。市町村レベルだと思うんですね。

個人情報はほとんどが市町村が持っている。行政で持ち過ぎているほど、高知市の個人情報の条例制定から運用までずっと 10 年以上かかわってたんですが、膨大な情報で個人は丸裸というか所得から職業から健康、医療にかかって、例えば昔であれば市民病院にかかっていたら、それも全部レセプトまで出せますので、そういうのが集められると、車はどういう型を何年型のを持っている、というところまで全部分かる状況です。家族関係も全部分かりますので、そういうのが災害の場合にどういうものが必要で、だけど漏れたっていたら後々困ります。他人が持っては困る、不愉快であるということがあります。不愉快というのは具体的に出したほうが分かりやすいと思うんですが、以前ちょっと例で挙がってきたのは、うちのことをこんなことは知らないはずなのに介護を頼みたいとか生活保護をしたいと言うと、民生委員さんがこういうことも知っていて先に親切心で言うんだけど、兄弟だとかそこのお兄さんはどこどこで何をしているだとか、その人からの援助はできないんでしょうかねとかいうような話すると、言われたほうはものすごく不愉快である

と、そういう微妙な問題がたくさんあります。そういう心を分かってあげながら地震の場合にはどうするか、命を守ってあげるにはどこまでできるのかということでの、ぎりぎりのせめぎ合い、情報共有のせめぎ合いをしなきゃいけないということがあると思います。ポイントは、県が個人情報を直接持つということについては、持てないだろうと思います。行政情報としての行政が保有する個人情報を県が直接持つということはないでしょうということです。共助の場合のところをどうするかっていうのは、かなり詰めていかなきゃいけないかなと思っています。

近隣で声を掛け了解を得て作っていくということは、私も団地に住んでいて、隣の一人でおられる方が、年を取った方ですけど、息子さんが遠方におられて、連絡係をできるようになっています。隣近所で信頼されてればそれはやってもいいというのをどこまで広げるか。だけどそれを町内会で多分やったら嫌がられます。その辺が、町内会でじゃあ名簿作りましょうかと言ったら私は嫌ですという人はかなり出てきますので、その辺がなかなか難しいところではあると思うんです。

そのネットというかセーフティーネットから落ちないようにどうするかということ辺りをどう詰めていくのかというのはいろいろあります。それがボランティアであったり、共助であったりと思いますが、共助も町内会が出たら何となく嫌っていう人もいます。

(武市委員)

今ちょうど青木先生からご指摘があった、ほんとこの一番命を守るという点において、 その個人の情報をどこまで保護するのかというのが一番のポイントになってくるんじゃな いかなって常日ごろ思ってるんですね。やはり自分で助かりたいとか、助けてもらいたい という意志がある人は、本当にもう手を挙げてある程度自分の情報は必要なものはやはり 出しておくっていう意識が必要です。それは私たちのような障害のあるものであっても、 社会的弱者、ちょうどお腹が大きくって、妊産婦さんでしたよね。そのときもやっぱりお 腹が大きければ誰かに助けてもらわなきゃいけない時があるので、そういうやっぱり社会 的弱者の方の、うまく整理できないんですけど、本当に個人の情報をどこまで守るかって いうことが一番気になるんだけど、それぞれの自治体にせっかくある程度ちゃんとした台 帳あるんですよ。この情報は、私も勤務しているところが福祉施設なので、ちゃんとそれ ぞれが、入居されている方の細かい情報まで持っています。必ずその情報を病院に、これ 災害ではなくって病院へ受診するときにもこの情報はどこまで伝えていいんですかという ふうに家族の方に事前に確認を取っています。確認を取った上で情報を流すっていうふう なプロセスを踏んでいますので、やはりこの災害のときに関しては、そういうふうな同意 を得てある程度情報は流すっていう部分を、そういうプロセスを踏んでもらいたいなとは 思っております。

私のところにも実は民生委員の方がある日突然やってきました。まず私もどうして民生 委員さんが、私がここに住んでいるのを知っているのかなっていうのをやっぱりふっと思 うんですよ。でも、私はこういう社会にいますので、誰がどういう情報を持っているとい うのが分かるので、多分、障害者手帳からこういうふうな住民台帳からこうした障害を持っている人がいるということで、まず民生委員さんが私の家を訪れたんですけど、多分来たときに、嫌な質問してしまったんですよ。すいません、どこで私をお知りになったんですかって聞いたら、やはり高知市のほうから聞きましたって。もう分かりきった質問をしてしまったんですけど。やはりちゃんと各自治体はそれぞれの社会的弱者にその情報をすべて持っていますので、その持っている情報を、さっき言ったようにどことどこの部署とうまく連携をして、それを本当に災害があった時に、24 時間、48 時間とこの時間を追うことによって個々の情報の流し方というのは違うと思うんですけど、それをうまく条例の中に組み入れてもらいたいと思います。あと、さっきちょっと気になったのは、この情報は市町村が把握しておくべきことなんですけど、やはり条例の中で、市町村さん、ちゃんとこの情報はうまくどこかへ連携していきなさいよっていう項目を、書き方はいろいるあるんですけど、ちゃんと県は市町村に対して、そこの情報を的確なところへ繋いでいきなさいねっていう項目を入れてもらいたい。そうすれば市町村も、これは条例ですのでそういう言葉があれば出しやすいのかなっては気がします。

(上田副会長)

先ほど話に出ました民生委員の方は、確かに高齢者を含めて弱者の方の情報を持っているんです。私たちが管内の民生委員の方と話をするんですが、教えてあげたいけれども教えることはできない。これは個人情報の保護ということがあります。私、自主防災組織とか町内会が地域で最初に人の命を救う活動に参加するという役割を担っているんですけれども、法的な位置付けが無いんですよね。

実際私たちの実情を言いますと、役員の方がおり、それぞれ役割分担はあります。しかし実態は、訓練の計画から含めてほとんど全部を、会長や副会長など一部意欲のある方がやっているというのが実態です。要援護者台帳を作ったとしましても、それは管理する体制が無いですよね。それと同時に法的な位置付けがされておりませんから、守秘義務も課せられてないということもありますし、管理する場合のきちっとした体制が整備されていないので、実際情報を得て整備しても不安が残る、不備があって万一漏えいがあったらいけないという危惧もあります。

そういった意味で、前にもちょっと話しましたけれども、自主防災組織という名称なのか、あるいは地域の初期支援組織というのか分かりませんけれども、そういった組織に法的性格を与える条例、法的性格を与えて守秘義務を課して体制もきちっと整備するような組織にして、それでその上で、市町村とか警察とか民生委員の方との情報を共有していくということが大事じゃないかなと考えております。そうしないとなかなかきちっとした救護体制、救護活動ができないんじゃないかという気がしております。以上です。

(西坂委員)

ごぶさたして申し訳ございません。個人情報の部分っていうのがすごく難しい問題だな

と思ってたんですが、青木先生がおっしゃったような近所の声掛けとか、プライバシーのっていう部分は、言えば形に残さない方法っていうんでしょうか。お隣の声掛けとか、その方の記憶にとどめていただいてという方法があるんだと思いますし、あとその台帳を作るというのは形に残すっていう方法だと思うので、私はどちらも必要だというふうに思っています。形に残すということになりますと、どこが持つかという主体の問題とか、漏えいした場合とか、漏えいした時の救済方法がまだ定まってないということなので、どうしても嫌がってしまう人も、どういう単位であれ、あると思うんですね。

あとセーフティーネットから漏れるっていうこともあると思います。私も実際妊産婦だったときは、この情報の所在っていうその資料を見ますと市町村がその母子手帳を管理していると思いますので、登録されていると思うんですが、これを生んでしまった後は、そこから外れると思うので、子どもの数というところに多分入るんだと思うんですけど、そういうことを考えていくと、例えば高齢者の場合でも一人暮らしの方はどなたかご存じかもしれませんが、お年寄りの二人暮らしの方はどこがご存じなのかとか、息子さんと暮らしている方はそこから外れているのかとか、情報の何か更新方法っていうんですかね、メンテナンスの問題というのも出てくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

(青木副会長)

個人情報保護条例、法でも条例でもそうですけど、情報は最新のものしか持たないという原則になっています。過去のものも保存はしていますけど、すぐに使える情報という形で保管するのは、その目的に必要最小限度でかつ直近の情報です。現在情報と言ってもいいんですけど、現在必要な情報なのでそれを果たして上手にどこまでやれているかというような問題はあるんです。今、高齢者の場合のは多分半年更新だと思います。要援護関係は半年ごとに更新チェックがかかって、症状だとか介護度の診断は半年ごと全部あって、それが市町村に全部あります。管理責任を今上田さんが言われたような自主防災組織だとか、その他民生委員だとか、その他いろんなところに持っている、半田さんがなさっているようなところも持つのか持たないのか分かりませんが、その時もらえばいいんだと考えるのか、事前に常時備えていくということは、どこまでできるかっていうことですよね。地震が発生して、もらって、復旧のときにどこに誰がいたというチェックの問題は、その限りだったら別に何ですよ。

だから備えの段階で、自主防だとか備えの段階でということは、いつ発生するか分からないから、ずっと持っているということになります。それを管理責任から漏れないのかということが、やっぱり出したほう、渡したほうからすると気になります。それを今、西坂委員が言ったような更新をずっとやってくというシステムを作っていくとなると、これはかなり大変です。大きな塊で市役所が持っているもの、市町村が持っているもの、あとは病院ですね、福祉施設が持っているものもあります。病院で通われている、在宅で通って、通院されている人の情報だとかを、こういう地震対策としてどういうふうに使えるのかと

いうこと辺りが課題です。

(多賀谷委員)

この問題、この条例づくりの一つの大きなポイントだと思うんですが、今のところまだまだ議論が必要だなという気が先ほどからして聞いてたんですけれども、要はどう作るかということと、範囲だとかそういうことも含めて、あるいは方法、内容ですね、そんなことどう作るのか。さらに管理責任がどうなるのか。もう一つは今メンテナンスということが非常に問題だと、難しいというようなことも話としては出ていたと思うんですけれども、いずれにしてもこれから本格的な議論の段階でこういったことを出し合っていく。ただその時に、いわゆる一般論としての個人情報というとらえ方をすると範囲が広くなりすぎると思いますので、やはり災害時の救援といいますか、そういう目的と、それからその後の復旧、復興に向けての段階でのお話というふうなことに限定して議論するほうがいいのかなという気が今のところはしています。もう少し考えたらどうなるか分かりませんが、そういうふうな感じがしております。以上です。

(武市委員)

情報の部分で、やはり最低限のものは、名前と障害名と性別、それが分かればすぐ助けられるというものがあるんですね。だからその私たちの持っている情報も、さっき多賀谷先生が言われたタイミングの時、時間、時間に合わせての情報の出し方だと思うんですよ。最初は性別、どういう障害、身体の方なのか、精神障害なのか、知的障害なのか、その障害があるなしだけで、分かるだけで、専門家が支援する方法とか救助の方法が異なってきますので、最低限の情報だけはある程度持っていたほうがいいのかなという気はします。

本当にいざ動いて助かったときに、もう少し奥にはまった個人の持ってる特定な情報、例えば病気の名前とかが必要になってきたり、本当にありがたいことに高知県で、要援護者台帳がすごくいろんな形で整備されているんですね。特に難病という形でとりわけ変わった疾患まで述べられて、それにはなぜ必要なのかと。在宅で呼吸器を使っている人たちは、電気が止まるとまず命に関わるということがあるので、だからそれぞれの法律、生活保護法とか介護保険法、障害者自立支援法とかそれぞれ法律によってそれぞれの持っている情報、知らなければならない情報、申請のときに伝える情報というのが、またそれぞれ皆さん変わってきますので。だから本当にそれぞれの所はそれぞれで、たくさん情報を持っていますので、そこのところはきっちりパスワードでその情報に対してアクセスできないようになっています。私どもの小さな施設でも、各個人の情報はパスワードでアクセスするというふうな形にはなっています。要らない情報はどんどん処分していっております。

(青木副会長)

ではナンバー33ですが、ここは孤立に備える、耐えるということです。孤立ということが地震のいろいろな対策本の中でいくと、孤立に耐えるっていう中には都市部なんかです

と、帰宅困難者だとかいうことがありますが、高知の場合に、高知県の場合に孤立に備える、耐えるということでいくと、孤立というのをどんなイメージをされるのか、想定されているのですか。村自身が、入り口の道路が一つしかないところで、村全体が孤立するだとかということもあるでしょうし、浸水などでマンションに閉じ込められるだとかも多分これに入るんだろうと思いますが、そういうことを具体的に想定しながらで何かご意見、ご質問何なりあればとよろしくお願いします。

応急・復旧のところで、避難所運営体制というのがあります。避難所の中で避難所っていうのは集団ですけど、それ全体が孤立という状態があって、かなりノイローゼなどで早く亡くなる、病気になるだとか、病気が重くなるだとかっていうことでのこともここに入る。あとはペットの問題など、いろいろあるようですが、トイレの問題とかあるようです。

(西坂委員)

公助のところの上から2行目のところの県外の施設等があるんですが、県外の施設等に被災者を受け入れるための協力体制づくりと一行で書いたつもりだったつもりだったんですけども、補足をしたいんですが。地震発生後に、仮設住宅とか避難所とか設置されると思うんですけれども、ちょっとうろ覚えで申し訳ないんですが、神戸の震災の後、もちろんそういうところに入った方もいるし、入れなかった方もいたり。自主的に出て、出て行くというか、その県外とかの親戚や知人を頼って出て行かれる方もいたと思うので、そういう方で近隣の、市営住宅とか県外のですけども、そういう所に入られた方をちらっと聞いたこともあったので。その状況によっては、事前に四国4県とか、もうすでにあるのかもしれませんが、もし余力があれば、そういう市営住宅とか入居できるようなシステムっていうのも、ちょっとこう協力体制みたいなものが作られていたらより安心かなと思って書いてみた部分です。

あと次の、治安維持のためのという部分も私が書いたんですけど、おそらくこれは以前に議論されていたと思うんですが、私が言いたかったのは、女性警察官とか女性の消防署員の増強も必要というところでして、巡回とか、避難所に多分回られる方、ボランティアの方も含めて、男性の方もすごく必要なんですけれども、例えば女性のお年寄りが多い地区とか、お年寄りって多分女性の方が多いと思うんですけど、そういう所とか、やっぱり小さい子を連れているお母さんとか、そういうところですと、やっぱり女性の方が見回りに来てくれるっていうのだけでも、心理的にだいぶ違うのかなと思います。確か神戸市が、女性消防署員の増強を何か考えているということをちょっと聞いたことがあったので、高知の場合も、そういうことを検討してもいいのではないかと思います。

あと、山のわき水の把握ということについては、私の家族は震災に遭いました時に、六 甲山の麓に、近所の人みんなで水をくみに行っていたということも聞きましたので、使え るか使えないかも含めて、やはり近隣で把握しといてもいいのかなと思ったところです。

(青木副会長)

逆に地震が起きそうな時には、それが山津波が起きる前だとか、そういうときには普段 使っている水が使えなくなることに備えなければいけないということが書いてありました。 次にナンバー35 ですが、ここは生活を再建する産業都市です。BCP でしたかね。 Business Continuity Plan というのが求められてきます。

学校が避難所に使われて、意外と長く使われるんで、そのせめぎ合いというか、いつから復興するのかっていうのは、普通に学校が使えるようになるのかならんのかという問題も意外とあるなということと、もう一つは子どもの元気が出てくると地域が元気になるというのは、子どもがいるということと学校が元気になってくれば、そういうことで生活が円滑にというか戻ってくるきっかけになるということなどもあって書いたということです。そういう意味から言うと、この辺の中で、復興段階で、それは仮設住宅だとかそういうところの復興に関わりますけど、ずっと学校避難所ということはないと思いますが、メインには避難所と想定されていますので、そういうところと子どもの教育方針、学校に通えるということと、両立させながらやってくということが大事かなと思い書きました。

(西坂委員)

公助の応急・復旧段階のところで住宅の建て替え等々と書いたのですが、住宅ということに対してもう一つ思い浮かんだので補足で言いたいんですけれども。地震が起きて、建物が崩れたり、土地がちょっと崩れたり、津波が来てということになりますと、例えば土地の境界が分からなくなるとか、あと、もちろんマンションとか個人所有の一戸建てとかも、建物建て替えをしたり、修繕をしたりっていうときにかなり震災後もこういうことが、意見がまとまらないとかすごく問題になってたと思うので、その点の事前の情報の周知ですね、そういったものも必要かなと思いましたし、弁護士会などの関係団体に対して、司法書士会とかあると思うんですが、相談窓口を作るとか県のほうでも指導などが必要なのかもしれないんですが、そういう土地や建物という部分の観点が必要かなと思います。

(多賀谷委員)

今の土地の境界についてですが、前にもちょっと話したと思うんですけれども、土地の境界が変わるというのは、地形が変わるというのは、構造物が壊れたら地形とか、例えば石垣にしても、川にしても、土手にしても、岸壁にしても、そういうものが壊れますと必ず地形が変わりますので、これが公的なものであれ、私的なものであれ、そういった何かの裏付けというのは必要だと思います。

それから同じく追加のお話で、リスクの話ですけれども、これは県民という言葉のところのリスクというのが多分すっきりしないんじゃないかなと思いまして、補足説明です。例えば地震が起きて、新潟地震でありましたように鯉の養殖場が壊れたと。そうするとたちまち次の生計が立たなくなると、そういうふうなことを言っています。同じように、例えば水路が壊れると畑が、田畑が次の年使えなくなるとか、そういったことを含んで言っておりますので、補足ですけれども説明させていただきました。以上です。

(青木副会長)

防疫だとかは公助でいいんでしょうね。環境汚染、災害廃棄物、項目としてはこういう のがかなり何度も指摘もされていますので、もし、なければ次に何とかありますかね。

ではシート 36 に移らせてもらいます。ここも生活再建、都市、産業都市を再生するという復興段階でのところですが、これについてはいかがでしょうか。

(武市委員)

この36のシートのところで、先ほどの35番のところに教育の保障の手だてを取るという部分、備えの部分でもありまし、そういう文章があったんですが、実際私、阪神大震災の時に、うちの娘たちが使ってるグラウンドすべてに仮設住宅が建てられまして、運動もできない、授業もまともに受けられないという状況が続いたんですね。だからちょうど復興の段階のところにも、ここ実は公助のほうにそういう教育の保障の手だてというか、それをもう一度見直すという部分を入れていただきたいなって思います

(青木副会長)

では次にシート37ですが、これは整理票はありますか。

(事務局)

はい。資料3のナンバー22をご覧ください。内容のところにも記載をしていますが、南海地震が発生した時には、公的機関も被災をして被災地全域に救助が行きわたらないことが想定されますので、地域での助け合いが必要となってまいります。自主防災組織とは、災害が発生したときには被害を最小限に食い止め、または軽減するために地域の住民が初期消火、避難誘導、救護などの活動を行うための組織をいいます。自主防災組織の重要な役割としましては、地域で起きる災害に、正しい知識を広める取り組みや災害発生時に安全に避難をする取り組み、高齢者など災害時要援護者への支援などがございます。具体的な取り組みとしましては、平時には災害に関する知識の普及や、地域における危険個所の把握と周知などさまざまな活動がございます。また災害時の活動としましては、集団避難や災害時要援護者の避難誘導などさまざまな活動を行うことが記載をされています。

実施主体としましては、自主防災組織を作り、活動していく主体は県民自身となりますが、県や市町村消防本部などには自主防災組織の設立や研修、訓練に対して支援することが記載されております。

法体系としましては、災害対策基本法の中で自主防災活動に関して、市町村や住民、地 方公共団体の責務が規定をされているところです。

取り組み状況としましては、平成 17 年 4 月の自主防災組織の組織率については全国で 64.5%。高知県では 32.6%となっています。この高知県の取り組みについては平成 18 年 4 月の段階で 40.6%というふうになっております。自主防災組織の設立に関しましては、

津波浸水想定地域では平成19年度末までに100%、県全域では平成21年度末までに100% とする目標を掲げて取り組んでいるところです。

支援策としましては、自主防災組織の必要性についての広報や啓発資料の作成、市町村が自主防災組織を設立し、活動を活性化させるために要する経費の財政支援などを行っているところです。

次のページになりますが、課題としましては津波の危険がない山間地や近所付き合いの少ない都市部での組織化が難しいといったこと、また自主防災組織のリーダーをどのように育成するかといったこと。また設立後の課題としては活動のマンネリ化や取り組みの温度差、行政依存などが挙げられますので、こうした課題の解決に向けて取り組むことが必要となってまいります。自主防災組織の活性化についての説明は以上です。

(青木副会長)

高知県は地震以外の自主防災組織というのはないんですか。

(事務局)

高知県の場合でも、地震に限定をした活動では無く、日ごろからの風水害も前提にした 活動ということで自主防災組織の活動をお願いしているところです。

(青木副会長)

はい、分かりました。

(上田副会長)

自主防災組織の活性化ということで一つ大事なことは、モチベーションといいますか、意欲、継続性、それをどうやって保つかということだと思います。いつ起こるか分からないという意識が皆さんありますから、そういった意味で一つ私たちが実践しているのは、自主防災に自主防犯を加えまして、7月から実践しているんですが、組織も自主防災防犯連合会と言い表しまして、毎月第2土曜日に地域の自主防災のメンバーと、それから管内の子ども会というのがありますが、子どもたち合同で夜間の防災防犯パトロールを実施しております。どういうことかと言いますと、拍子木パトロールですね、昔行った拍子木パトロール。「防災は日ごろの備えと地域の絆」とか、そういう標語を作りまして、ハンドマイクで標語を言って、その後子どもと大人たちが肉声で、防災は日ごろの備えと地域の絆と言うて、拍子木をカチャカチャと鳴らして。それから防犯は、地域のみんなで拍子木パトロールをやっております。これはどういう効果があるかと言いますと、一つは小学生の子どもたちが一緒に社会的な自分たちの命を守る活動に参加するということもありますし、子どもが来ますと親が必ず一緒に来るんです。母親父親が一緒に来て、それは子どもの安全ということもありますし、子どもが参加するのを一緒に親も身を持って示そうという気持ちもわいてくるということで、それをずっと繋げております。そうすることによって防

災の意識を内面の心にきちっと備えてもらうのが大事ではないかというように考えておりますので、そういった取り組みをしております。

そういった意味で、防災だけの行事をやろうとすると、どうしても日常的ではありませんので、南海地震ということで考えてみますと日常的にはちょっとないと。実際はいつあるか分からんですけれども、そういう意識がどうしても働きますので、そういった工夫をしております。いろんなそういった工夫が大事ではないかと思っております。以上です。

(小野委員)

先ほども上田委員さんが今自主防災の報告されましたが、とてもいい活動をされておりますが、この取り組み状況で見ますと高知県は必ず来ると言われている地震の危機感があるにもかかわらず、全国的に見ますと自主防災がまだなかなか全体に浸透していないように思います。これは自主防災組織の設立目標と書いていますが、あくまでも目標でしょうか。私としては 21 年度までに 100%、これは義務付けるというふうな感じにしていったほうがいいんじゃないかなと思いました。

(武市委員)

私もこの 40.6%っていうのは低いのか高いのかっていうのが実際分からなかったんですね。でも先ほど上田先生が言われたように、これはいかにモチベーション上げて、21 年度までに 100%を達成してもそれを継続させていくっていうことがまた難しいのかなっていうことをすごくお話を伺ってそう感じました。こういう取り組みを親御さんとやっている取り組みというのは面白いなって。昔、カチカチ火の用心っていう形で、私子どもの頃親と一緒に地域を回ったんですね。で、そうか、そういうこともあったなっていうそういう記憶が蘇ってきました。この 40.6%っていうのは低いんですか。で、何かこの低いっていうのは自主防災意識が立ちにくい、何かこうデメリットっていうのはあるんでしょうか。

(上田副会長)

自主防災組織の組織率の分母が何を対象にしているかがちょっと私のほうで十分に把握できてないので、市町村のほうだと思うんですけれども。例えば町内会ごとといいますけど、ものすごい数がありますよね。町内会を構成してないところがあるかどうか分かりませんが、そういう、何を基準に統計を出してるかということによるんじゃないでしょうかね。先ほど言ったように、全国平均の半分ですよね。これもちょっと僕も意味が読めないところあります。県のほうで何か分かっておればお願いします。

(事務局)

自主防災組織の分母になるものは世帯数です。高知県全体の世帯数が 34 万 5,184 世帯 というふうにあります。これで現在自主防災組織の組織された団体が 18 年 4 月 1 日現在で 1,161 団体。この団体に参加をしている、いわゆる組織された世帯数が 14 万 317 で、

全体の組織率が40.6%と、こういう数字になっております。

(西坂委員)

同じ数値のところで津波浸水想定地域では 19 年度末までに 100%の目標とあるんですけども、今現在はどれくらいなのかっていうのは数値として出てるんでしょうか。教えていただければと思います。

(事務局)

津波浸水が予想される地域での自主防災組織の組織率は現在 44%です。津波の浸水予想地域以外の地域で 38.3%ということになっています。ちなみに、市部と町村部を分けてみますと市部の平均が 37.4%、それから町村部の合計が 52.3%という状況になっています。あと、最も人口・世帯が大きく、集中する高知市が非常に低くて 28.6%ということで、高知市を除くと 49.7%という状況になってきていますから、先ほどお話がありましたように非常に町内会等の付き合いが希薄な都市部で自主防災組織をどう組織していくかということが今後の大きな課題というふうに考えております。

(多賀谷委員)

この自主防の組織ということもこの条例づくりの一つの大きなポイントじゃないかと思うんですが、ここで条例として何かを作って半強制的といいますか、強制力を持った形で何かやるというのもなかなか難しい話だと思うんですね。それで、行政とタイアップして何かうまく立ち上げ、さらに継続するという仕組みをどう作るかという問題だと思うんです。それで具体的にそれをどうするかということは今からの議論だと思いますが、そういう認識でやらざるを得ないなと。どうも我々が言うとどうしても愚痴っぽくなってしまうんですけれども、もっと前向きに、じゃあどうしようかという話を今から議論するべきじゃないかというふうに思います。以上です。

(青木副会長)

自主防災組織の法的位置付けとか関連だとか、今多賀谷委員が言われたような、行政との協力、支援はどういう関係だとかって辺りはどう書くかっていうことも考えて検討していきたいと思います。

それで時間のやりとりですが、38からはちょっと次回に回そうという判断をしています。シンポジウムの事務局からの提案等があって今日やらなきゃいけないものがあるので、20分前後で次のところで、11月26日のシンポジウムと、それと関連してワークショップの中間データの集約分というのはありますけれども、これについて提案をしていただいて。一応この会の主催は県だと思うんですが、それらについて確認をして。で、次回の11月の13日の時にもう少し詰めた会をやって準備していきたいということですね。

じゃあ事務局のほうから提案お願いします。

(事務局)

資料4をご覧ください。それと柿色のチラシがあると思いますがそのチラシに書いている分について資料4のほうには転記しませんでしたので柿色のチラシと一緒に資料4をご覧ください。それともう一つワークショップラベルカウント数という表を綴じたものがあると思いますが、今からこの3点を使いますのでお手元にお願いします。

資料4にはシンポジウムの時間配分を書いています。プログラムのほうにはざっくりと書いていましたので、パネルディスカッションを分単位で書いています。パネルディスカッションの中身について、検討会の委員の皆さんにパネリストとして出ていただくということで、人選等はその後検討して、交渉させていただきました。その結果がその資料4k最後の3枚目、パネリストというところにあります。

今回のテーマが、その一つ手前の2ページ目にありますが、ワークショップの報告から の課題提起。ワークショップのほうで県民が不安に思っていることを各ラベルでカウント させていただいたのが、ワークショップラベルカウント概算値という一覧があります。そ このところでテーマ1番と5番のところに避難場所、避難路のことについて合わせて、こ れ一連のものですので、合わせますと 212 枚のラベルが 403 人の方から貼られています。 ほぼ半分の方がそのことについて不安にされているということと、また 3 番と 13 番が要 援護者です。要援護者というのは高齢者以外の障害者や子ども、妊産婦、外国人等のその 他の要援護者を書かれていた方を別に 13 に持ってきまして高齢者と特定されているふう な方は3番に持ってきました。これを合わせますと154枚。要援護者の避難支援等につい て不安に思っていらっしゃる方が多かったです。また 14 番に住民同士の交流の必要性。 近所付き合いが希薄だということについての不安のラベル、それから 15 番の自主防災組 織。こちらの要援護者の避難支援と近所付き合いが希薄だということと、自主防災組織の 悩みというのは県民の方の言葉によると、果たして私たちはそのとき助け合えるのかとい う共助の部分になってきますので、この二つのテーマをテーマ1では、これでいいのか避 難路、避難場所という県民のラベルの中からフレーズをいただきましたが、テーマ1に持 ってきてテーマ 2、そのとき私たちは助け合えるか。具体的に言いますと、今さっきの近 所付き合いの薄まり、過疎高齢化によるコミュニティーの崩壊、自主防災組織率の低さ、 災害時要援護者の避難や避難生活をどう守るかということで、そのとき私たちは助け合え るかというテーマ2というふうに持ってきました。

このことに関連して皆さまの日ごろの活動やお立場を考えまして、一番近い方を、できるだけ人数を少なくしたほうがパネルディスカッションが円滑に進むということも入れまして、できるだけ絞りました。それが3枚目のパネリストのところです。青木副会長とそれから上田副会長と武市委員と土居委員、藤原委員、多賀谷委員とこのワークショップの模様や状況を説明していただく立場として高知NPOにも壇上に上がっていただきます。

それぞれの方全員の方にお話を順々にしていただくと、皆さんが危惧されるように時間 がオーバーしてしまいますので、全テーマに対して全員が発言するというのではなく、各 お立場の中で密接に関係のあるところをコンパクトに話をしていただくという方法でやりたいと思います。皆さんがほかの人の立場のお話をすることがやっぱりできないというふうにちょっと考えまして、主な期待する役割というところを書いています。そちらのほうの、こちらのほうの判断では、書いてある役割のところでお願いしたいと思います。

青木副会長には、この会の代表者として検討会の検討状況を報告していただきたいです。 法学研究者の立場から各パネリストの意見を踏まえて条例化に当たっての課題、問題点を 整理するというところです。特に初めの時間構成でいきますと、パネルディスカッション の南海地震条例づくり検討会についての林先生のディスカッション導入部に引き続いての 10分とまとめの部分のところでご発言を主にいただけたらと思います。

上田副会長は自主防災組織のリーダーの立場から地域での防災活動の現状や課題なども 踏まえながら地域防災力を高めるために必要な仕組みなどについてぜひご発言をいただき たい。共助の部分で取り組みを実践されていますので、その部分をぜひともお願いしたい と思います。

武市委員については、要援護者を支援する立場から要援護者を取り巻く環境なども踏まえながら地震発生後に予想される避難面や生活面の不安や、命を守るために必要な仕組みなどについてご発言いただくことを期待しています。

土居委員については災害医療現場での活動経験や日本赤十字社の防災ボランティアリーダー等の育成をされている立場から被災地の現状なども踏まえながら防災意識の高揚と備えの重要性などについて発言をしていただきたいと思っています。

藤原委員については防災イベントを通じて住民交流を深めてきた立場からイベントの取り組みなども踏まえながら、まちづくりと一体となった地域防災活動のあり方などについて発言していただきたいと思います。

多賀谷委員におかれましては、防災工学の専門家の立場から工学的な知見も踏まえながら、本県における地震防災対策、自助・共助・公助の現状と課題、今後のあり方などについてご発言いただきたいと思います。

パネルディスカッションのパネリストとしてお願いした方と、それからその方に期待する役割についてこちらのほうで交渉させていただいた結果がこちらです。テーマに沿って、またテーマの具体的事例などを実践活動からお持ちの方に、今回限らせていただきまして、今回ステージに上がっていただくのはなかなかプレッシャーもありますけれども、この検討会、本日のテーマなども、今日のこのテーマに触れたようなことなども出ましたので、出られない方のご意見なども代わりに、発言していただいたり県民と共感し合える部分などあると思いますので、ぜひともこのテーマを深めていっていただけたらと思います。

実はこの後、また皆さんがこのお立場でと言いましたが具体的にどういう内容でお話いただくかについて個別にまた回らせていただきまして、コーディネーターである林春男先生のところに、皆さんとはお会いしていませんので代わりにこういうお立場でこういうお話が、意見やアイデアがあるそうですということを伝えまして、コーディネーターの先生とお話をした後また皆さんでこの出られる方だけでミーティングをしていきたいと思いま

すので、また日程等の調整をこの会の後にしたいのでちょっと残っていただけたらと思います。以上です。

(青木副会長)

このシンポジウムはオレンジホールが用意されているから、2階まで使えば1,500名です。1,000人を目標ぐらいでやっているんだろうと思います。地震が心配だなということを思っている人が、こういう形で行政とも一緒にやっていけるのかとか、または今自分たちはこういうことをしなきゃいけないのかということが少しでも見えてくると良いと思います。ワークショップに出てこられてきた人は一歩踏み出している人だと思うんです。そうじゃなくて一歩踏み出してないけどちょっと普段そういう会には出る機会もないしというのでシンポジウムに来た人は、これだったら時間の都合をつけて、地震の心構えじゃなくて一歩アクションというか、踏み出して何かやれることをやろうかなと、やっていきたいという思いにさせるところがポイントかと思います。その契機ないし基盤条件に条例が役立つことがメッセージとして伝えることも大切です。

(事務局)

一つちょっと言い忘れたことが。総合司会を西坂委員にお願いいたしましてご承諾いた だいております。よろしくお願いします。

(青木副会長)

われわれの検討委員会の今後、次のステップ、条例化をどうするかということについての一つのスプリングボードでもあります。単に県が地震対策のパネルディスカッションをやるというんではなく、条例化、条例を制定していくということがどれだけ県民の地震防災対策に役立つものであるかということで皆さんからの知恵も支援もいただきたい。使い勝手のいい条例にしていきたいと思いますので、そういう機会です。

(事務局)

ミーティングをすることを皆さんにご了承が得られたら、そちらのほうで深めたらと思ったんですが、まだミーティングをする予定もなかった時だったので、皆さんでということだったんですが。いかがでしょうか。

次回の 11 月の検討会の場で、全員の委員さんの中でもいろんなご意見を聞かせていただいて組み立てていくということも、当初考えてたんですけど、ちょっと組み立ての時期としてはそれではちょっと遅すぎるのかなということもありますので、今後の作業の流れについては、このパネルディスカッションの2題をテーマにしますのでその2題についての大まかな構成を、事務局で今作成をし、その中で6人の方の役割を今事務局のほうで整理をしているところです。この後個別に各6名の方に回らせていただいて、ちょっとお時間をいただいて意見交換をしたいなと。その中で大きな流れを修正する、あるいは枝を付

けていくということを考えていって全体の組み立てをすると。その後に京都大学の林教授 にも訪問をしまして、組み立てに対しての助言をいただきたいというふうに考えています。

林先生の役割としてはコーディネーターということなんですが、アドバイザー的な役割 もこのシンポジウムの中ではお願いをしますので、全体的な組み立てについて林先生のほ うからご助言をいただいて組み立てると。その後に 6 人の方に一度集まっていただいて打 ち合わせをしてはどうかというふうに考えています。

当初、11月の検討会の中でやるということも一旦は考えてたんですけど、検討会というのは公開の場でもございますし、その場で打ち合わせをするというのもあまり適切ではないのかなと、それと時期的にはちょっと遅すぎるのではないかというところもありまして、先ほどご説明をさせていただいた流れの中でその詳細を詰めていきたいと考えています。

(青木副会長)

そしたら今日、ほかのパネリストになられない方は意見があれば言っておいてください。

(事務局)

皆さん個別に当たらせていただくのを今日も含めて今月中に皆さんのところに回りたい と思いますので、またご意見がほかの委員さんに、このテーマについてぜひという視点が 何かありましたらですね、事務局のほうにまたアドバイスいただけたらと思います。

今後の条例の策定までの流れという次の議題の中で、今後どういうふうに進めていくのか、次回の 11 月の検討会で事務局のほうで整理をし、出させていただくのかを議題に挙げさせていただいていますので、そこで併せて説明をさせていただきます。

事務局のほうから資料 5 についてご説明をさせていただきます。これは南海地震条例の 策定までの流れについてフロー図で示したものです。6 月の第 2 回の検討会から本日の第 6 回の検討会までは、52 のテーマを設定して地震発生時、応急・復旧段階、備えの段階、 復興の段階の順で条例に盛り込むテーマと内容の検討について進めてきました。ご承知の 通りこれまでの検討では条例を意識しながらも南海地震に備えるため自助・共助・公助の それぞれの役割が何なのかといったことを少し範囲を広げて検討してきたところです。

これからの作業についてはこれまでの検討会で議論した内容や県民ワークショップなどで県民の皆さまからの、いただいたご意見などを踏まえまして条例に盛り込む項目や具体の内容を絞り込んで条例の骨子案そして条例案を作成していくという、次の段階に移っていきます。その手順としましては、まず 11 月から条例に盛り込む項目とその方向を検討して整理をしていきたいというふうに考えています。そのイメージについては次のページ、資料6に添付をさせていただいています。この資料についてはあくまでもまとめ方のイメージとして仮案ということで作成したものです。まだ作成中ということですのでこれをご承諾いただければ増やしていくことになりますが、左端にテーマということで記載をしています。これは揺れから身を守るとか大津波から逃げるといった九つの大きなテーマを設定していますのでその下に整理をしたいというふうに考えています。

整理する項目としましては、検討会や県民などからいただいたご意見がどういったご意見があったのか、それから条例に盛り込む項目について、条例に盛り込む必要性、条例に規定する方向、他県の条例化の状況、こういったものをまとめたいと考えています。

具体的な内容について簡単に説明をしますと、例えば下にあります、6番の大津波から逃げるというテーマではワークショップでは多くの県民の方から津波からの避難場所がどこにあるのかとか、住んでいるところに津波が来るのかとかいったような心配する声が寄せられています。一方検討会では第3回の検討会の中で情報を収集して逃げるのでなく、揺れがおさまったら逃げるといったことが基本ではないかといった議論がなされています。こうしたことから条例に盛り込む項目としては、津波から迅速に避難するといったことを掲げております。条例に盛り込む必要性としてはここに書いていますように高知県では早いところで3分程度で津波が到達をするということから、迅速に避難することが不可欠だということ。そして避難意識を高くすることで死者を半分程度にすることができると言われておりますが、県民の方の意識はそれほど高くないといったことから対策を強化していくといったことが重要になっていきます。条例に盛り込む、規定する方向としましては、自助については日ごろからの避難場所、避難ルートの確認や揺れがおさまったらすぐ避難するといったこと。共助では津波避難計画の策定や安全な避難場所への誘導。公助では迅速な避難についての啓発や津波避難計画の策定の支援などを挙げております。他県の条例化の状況では三重県が一部津波に関しての規定を設けています。

こうした形でまとめることにご異議がなければ、役員のほうにもお諮りをしながら事務 局でたたき台を策定していきたいというふうに考えています。

資料5のほうにお戻りください。先ほどご説明をしました、条例に盛り込む項目とその 方向をまず整理をしてこれを掘り下げる形で条例で定める具体的な事項や手法を検討して 条例の骨子案の検討とまとめの作業に入っていくというふうに考えています。その際には 条例による効果や条例化による住民生活や事業活動に与える影響、条例で定めた場合に生 じる問題点。例えば予算面であったり体制面であったり他法令との整合性、こういったこ と。また自助・共助・公助の役割分担などの検討を併せて行うことになります。

そして条例の骨子案がまとまった段階で公表してパブリックコメントや県民の方との意見交換会などでご意見をもらうことを考えております。その時期としては平成 19 年度の上半期を予定しているところです。なお意見交換会につきましては条例の骨子案を説明して県民の方に直接ご意見をお伺いするといった趣旨でございます。これから予算のほうをまた庁内で議論をしていきますが、県内 10 カ所程度でこの意見交換会を開催して検討会の委員の方にも各会場数名程度ご出席をいただいてはということで考えております。

あと資料 7 をご覧いただきたいんですが、その条例の骨子案のまとめ方のイメージをお示しさせていただいています。骨子案についてはその次のページを見ていただきたいんですが、次のページにありますように全体の構成を図でお示しをするということを考えています。イメージですので最終的にはこれと若干違ったものになるかもしれませんが、目的とか、実現したい社会とか基本理念といったものを掲げてそれを実現するために必要なこ

とや仕組みが何なのかといったことをまとめたいというふうに考えてます。

骨子の中身についてはその次のページ、資料7にございますが、まず文脈が分かりやすいように条例文の構成で記載事項を並べて書いていきたいと。また法令文ではなく分かりやすい用語を使って、ですます調で記載をする。そして骨子案の文章の下に条例の必要性や根拠、条例化による効果などを逐条解説として記載をするということを考えております。これはここには一つの例として書いておりますので、これが骨子案というそのままの形になるわけではないですのでイメージとしてとらえていただければというふうに思います。

再度資料 5 に戻っていただければと思います。その後に条例案の検討とまとめの作業を行い、右に矢印が出ておりますが必要であれば並行しながら規則案の検討、作成作業を行うといったことになります。そして条例案を公表してパブリックコメントなどで県民の方のご意見をいただいて修正などを加えたものが検討会として作成する条例案というふうになります。ここまでが検討会での作業というふうになります。その後は議会にかけて議決を得てといった作業が、行政内部では発生をしてきます。

以上が南海地震条例の制定までの流れですが、次回の 11 月の検討会では先ほどご説明させていただきました資料6の条例に盛り込む項目とその方向について事務局のほうからたたき台として示させていただいくことを考えています。ただ整理する項目が非常に多いですので、すべての項目をお出しできるかというとのは、今作業中ですので、ひょっとしたら一部になるかもしれませんが、それを基に 11 月から議論をしていただければというふうに考えています。説明は以上です。

(青木副会長)

そうすると、予定では 11 月 13 日にやってシンポで 12 月は無いと言っていましたね。 この日程でいくと、作業で公表するまでに数回、19 年度の上半期ということであるとする と 1 月、2 月は予定なかったようですが入れないとちょっと無理かなということになりま す。

(事務局)

1月2月というのは、検討会を予定してなかった分を入れないと、検討が進まないということですので、事務局のほうからまた日程調整の文書を送らせていただきます。

(青木副会長)

19年度、2年任期のこの条例案の作成という資料 5 で出てきているのがいつまでなのかいうことが皆さん気になるところでもあると思いますが、来年度以内ということで、それはまた追って協議させてもらいます。そのころはまた岡村さんが戻られていると思いますので、それを期待していきたいと思います。では今日は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。